

地域区分

建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準（平成 24 年経済産業省、国土交通省、環境省告示第 119 号）の一部を改正する告示（令和元年経済産業・国土交通・環境省告示第 72 号）別表 4 抜粋

所管行政庁	地域区分	市町村 (新地域区分)	市町村 (旧地域区分※)
茨城県土木部都市局 建築指導課	4	城里町（旧七会村に限る。）、大子町	石岡市、常陸大宮市(旧美和村に限る。)、笠間市(旧岩間町に限る。)、筑西市(旧関城町を除く。)、かすみがうら市(旧千代田町に限る。)、桜川市、小美玉市(旧玉里村を除く。)、大子町
	5	石岡市、結城市、下妻市、常総市、常陸太田市、笠間市、牛久市、常陸大宮市、那珂市、筑西市、坂東市、稲敷市、かすみがうら市、桜川市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町（旧常北町、旧桂村に限る。）、東海村、美浦村、阿見町、河内町、利根町、八千代町、五霞町、境町、利根町	かすみがうら市(旧霞ヶ浦町に限る。)、つくばみらい市、稲敷市、下妻市、笠間市(旧岩間町を除く。)、牛久市、結城市、行方市、坂東市、守谷市、小美玉市(旧玉里村に限る。)、常総市、常陸太田市、常陸大宮市(旧美和村を除く。)、筑西市(旧関城町に限る。)、那珂市、鉾田市、龍ヶ崎市、阿見町、河内町、美浦村、境町、五霞町、八千代町、茨城町、城里町、大洗町、東海村、利根町
	6	龍ヶ崎市、鹿嶋市、潮来市、守谷市、神栖市	鹿嶋市、神栖市(旧神栖町に限る。)、潮来市
	7	—	神栖市(旧波崎町に限る。)
市特定行政庁	4	—	土浦市(旧新治村に限る。)
	5	水戸市、土浦市（旧新治村に限る。）、高萩市、北茨城市、取手市、つくば市、ひたちなか市	水戸市、つくば市、ひたちなか市、古河市、高萩市、取手市、土浦市(旧土浦市に限る。)、日立市、北茨城市
	6	日立市、土浦市（旧新治村を除く。）、古河市	—

（備考）

新地域区分： この表に掲げる区域は、令和元年 5 月 1 日における行政区画によって表示されたものとする。ただし、括弧内に記載する区域は、平成 13 年 8 月 1 日における旧行政区画によって表示されたものとする。

旧地域区分： この表に掲げる区域は、平成 27 年 4 月 1 日における行政区画によって表示されたものとする。以下略

※経過措置 旧地域区分を適用し、令和 3 年 3 月 31 日以前に認定をしたものの変更及び令和 3 年 4 月 1 日に現に存する建築物の増改築等も旧地域区分を適用することができる。